

平成29年9月20日
日本学会議
健康・生活科学委員会
家政学分科会

(提言)「生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育への提案 ―教員養成の立場から―」

1 現状及び問題点

(1) 家庭科指導要領と教員免許の取得に必要な「教科に関する科目」との関係

「家庭科」は、人の生き方に関わる、広範囲でしかも深い内容が包含されている家庭科指導要領に基づいて教育することが要求されている。しかし、現行の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（教員免許課程認定関係条文第5条含め、抜粋）によると、高等学校教諭の「家庭科」一種普通免許を受ける場合には、「家庭科」の教科に関する科目として指定されている6区分について、「それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。」とされ、6区分のそれぞれの単位数は大学の裁量に任せられている。これは大学間及び学科間の各区分における修得単位数にばらつきを生じ、教員の教える分野に対する「得手」「不得手」が生じる原因となっている。

(2) 現行教職課程認定基準の制約

教員養成課程の設置は、現行の教育職員免許法では、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位(学科や専攻、コースほか)に対してしか認められておらず、各学科、専攻、コースごとに課程申請を行っているので、家政学部系大学では、各学科の専門分野に関わる単位で必要な単位を充足させる傾向が生じ、広範な範囲を指導する家庭科教員としての総合力は不足しがちである。このことは、より力のある家庭科教員を養成するためには大きなマイナス要因となっている。

(3) 家庭科教育全般を支える家政系大学・大学院の現状

家庭科教員の養成は主として教育学部系大学と家政学部系大学とが担っているが、これらの大学の役割は、小・中・高等学校の家庭科教諭を輩出することだけではなく、大学における家政学の研究に裏付けられた事象を家庭科教育に反映していく役割をも担っている。しかしながら、各大学が生き残りをかけてその設置理念を模索する中で、これまで家政学分野を牽引してきた大学の勢いが減速し、家政学の教育研究における中核機能を果たすことが困難になってきた。

2 提言の内容

(1) 「教科に関する科目」に対する規定を「家庭科指導要領」と連携させる

実力ある家庭科教員養成には、開講科目や単位数を大学に任せるのではなく、学習指導要領が求めている家庭科教員としての基礎的な知識と技術の習得が必要である。この基礎的な知識と技術の習得は教職課程における「教科に関する科目」を履修して

初めて習得されるので、「教科に関する科目」と学習指導要領とは強い連携が必要である。そこで、高等学校家庭科「家庭総合」の担当教員に必要な「教科に関する科目」について学習指導要領に記載されている重要なキーワードをもとに検討し、個々の科目の授業内容、必要な科目名、開講形態、及び単位数設定を試み、提示した。

(2) 教職課程認定基準の見直し

家庭科を担当する教員には人の暮らしに関わる全ての分野について専門的な知識を持ちつつ、その全ての分野を総合的に捉える能力が要求されている。この点を充足するためには、家庭科教員免許法の中の教科に関する科目の規定を見直すとともに、設置を申請した大学を構成する最小単位（学科や専攻、コースほか）の組織にしか教職課程を設置させない現行の規定を、設置申請をする大学の選択により定員の最小単位だけでなく、学部や大学組織に対しても設置を認めるような教職課程認定基準への見直しが望まれる。

(3) 家庭科教育全般を支える家政学系大学・大学院の再編成

家政学の衣・食・住・保育・家庭経営の5つの領域は家庭科教育の5つの区分（表1の区分）と一致しており、家政学の充実が家庭科教育の充実につながる。人の暮らしに視点を置いた研究教育を推進し、家政学及び家庭科教育を牽引する中核となる大学群による人材の育成や家政学の教育・研究体制の組織作りが不可欠である。